東京医療保健大学大学院医療保健学研究科教授会規程

（趣 旨）

第１条　この規程は、東京医療保健大学大学院学則第３３条の規定に基づき設置される東京医療保健大学大学院医療保健学研究科教授会（以下 「医療保健学研究科教授会」という。）の組織、運営等に関し必要事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　医療保健学研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 入学、課程の修了。

(2) 学位の授与。

(3) 前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、医療保健学研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

２　医療保健学研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下「学長等」という。） がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（組 織）

第３条　医療保健学研究科教授会は、研究科担当の専任教授、准教授をもって組織し、学長及び副学長は必要に応じて出席することができる。

２　医療保健学研究科教授会には前項に定めるほか研究科担当の教員を加えることができる。

３　医療保健学研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

４　研究科長は、あらかじめ指名した者にその職務を代行させることができる。

５　議長が必要と認めるときは、医療保健学研究科教授会の構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

（事 務）

第４条　医療保健学研究科教授会に関する事務は、五反田事務部が行う。

（規程の改訂）

第５条　この規程の改訂は、大学経営会議において決定する。

附　則

１．　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

２．　この規程施行前に、医療保健学研究科委員会において行われた教育研究に関する事項に関する審議については、医療保健学研究科教授会において行われた教育研究に関する事項に係る審議とみなす。

附　則　この規程は、令和６年４月１により施行する。